

社 報



安全が、おかしい！ その2

角締め金物試験

失敗を繰り返している、角締め金物の試験ですが、11月1日に3度めの試験を行ないました。結果、角締め金物としての強度を確保するメドを立てることができました。

しかし、コラムクランプとしては使用できないことも判明いたしました。

角締め金物はさらに改良を進め、近いうちに現場デビューすると思います。



角締め金物強度試験



前月には、現場での安全管理がなんだかおかしい方向に行っていると書きました。

現場で、素人工が事故を起こし、反省会を開き、再発防止策がなされ安全ルールが改定されていくと。

素人工(未熟練工)は、自ら修練して、腕を上げて一人前の職人として成長し、その結果、良い品質のモノを安全に作る事ができるのです。

それを素人工が事故を起こした、その再発防止を熟練工にも適用しなにかなんでも事故を起こさないと言う方向性は間違っています。

ではなぜ、こういう方向性が生まれてきたかと言えば、公共工事で死亡災害を発生させれば、元請会社はお役所から指名停止処分を受けるという、ペナルティーが行なわれるようになったからです。

元請会社は自らの管理に問題がなくても、現場で死亡災害が発生すれば、会社全体が指名停止を受け、企業の命でも言うべき受注の道が閉ざされるわけです。

こんな理不尽はないと思います。

安全を確保し、職人さんの命を守ることと、元請会社の受注機会喪失とは、どんな因果関係あるのでしょうか。

あるはずがない因果関係を関連づけするから、おかしい方向性が生まれるわけです。

企業の命である受注機会が奪われるのであれば、それを防止するために、現場の安全ルールを厳格化して、従わない者にはペナルティーを掛ける。

当たり前のように、おかしい話です。元請会社はお役所が作った、ヘンテコなルールを、正しい姿に戻す努力をせずに、下請けや職人に、ヘンテコルールを応用しようとしたわけです。

職人の能力は数値化できるわけもなく、熟練工も未熟練工も、現場に入れば、皆、作業員です。

どんな熟練工も、最初はみんな素人工です。仕事の基本も知らず、見よう見まねで仕事を覚えていきます。そして腕を磨き、腕を上げる。それが職人の世界です。

当社ホームページは <http://www.forbuild.co.jp> ご覧になれます。

くれぐれも安全運転で！

11月6日、雨の朝、事故速報が入りました。現場に向かう途中のキャラバンが阪神高速でスリップして、自損事故を起こした模様です。

先月には社報で、交通事故が多く、自動車保険料が大幅にアップしていることをお知らせしました。交通事故も起こそうとして起こしている

はずもありませんが、安全の上に、安全を心がけるようお願いいたします。特に、現場送迎車には大勢の人が乗っています。

一度、大事故にでもなれば多くの方が事故に巻き込まれてしまいます。運転者は人の命を預かっている自覚を忘れず、安全運転をお願いします。

2012年 安全成績

■現場災害 H24.1.1-H24.11.6	
休業災害	----- 0
不休災害	----- 3
物損災害	----- 0
その他	----- 0
合計	----- 3
■交通災害 H24.1.1-H24.11.6	
人身災害	----- 0
物損災害	----- 3
合計	----- 3